平成２２年（フ）第２３０８号
名古屋市緑区浦里１丁目109番地　浦里荘２棟205号
破産者　矢野　　弘
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１号
名古屋市中村区千成通４丁目35番地の２
破産者　小出ユリエ
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５５号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目５番13号　すみれハイツⅠ―201号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋５番地125
破産者　田村　都雄
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第５６号
兵庫県宝塚市安倉中５丁目５番13号　すみれハイツⅠ―201号、破産手続開始決定時の住所京都府亀岡市畑野町千ケ畑高橋５番地125
破産者　田村喜美代
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第１４３５号
神戸市垂水区星陵台２丁目５番12号
破産者　田中　耕三
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６６４号
神戸市東灘区深江南町３丁目３番13号　鎌田文化３号
破産者　岩本　輝明
1　決定年月日　平成23年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８８号
静岡県富士市中里2591番地の51、前住所静岡県沼津市岡宮1092番地の１　エルディム蘭203号
破産者　百瀬　　惠
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第４６２号
岡山県倉敷市児島稗田町2299番地、開始決定時の住所岡山県倉敷市玉島834番地１　エルプレマ201
破産者　田村　　忠
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
熊本県玉名郡長洲町大字宮野221番地３、申立時の住所福岡県筑後市大字山ノ井203番地２　コスモ筑後1106
破産者　澁田　恒幸
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県築上郡築上町大字湊1171番地３
破産者　濱田美代子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２０年（フ）第２３８号
北海道茅部郡森町字砂原４丁目10番地の２
破産者　西村　定一
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１６６号
山口市大内御堀1756番地２　パーソンK102号
破産者　慶尾　和義
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
山口市堂の前町４番27―５F1001号
破産者　田中貴惠子
1　決定年月日　平成23年５月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１２３１号
大阪府門真市中町５番６号
破産者　寺下　敏彦
1　破産債権の届出期間　平成23年６月21日まで
2　一般調査期日　平成23年７月19日午後４時
平成23年５月26日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４７０号
札幌市中央区宮の森３条５丁目１番１号　ラスタ宮の森205号
破産者　村松るみ子（旧姓濱田）
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期日　平成23年７月22日午後４時30分
平成23年５月25日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０１０号
大阪市東住吉区杭全４丁目12番６号
破産者　繪馬　　律
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期日　平成23年７月19日午後４時
平成23年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４９号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―601号、開始決定時の住所広島市南区宇品海岸２丁目12番44―401号
破産者　田村　正子
1　破産債権の届出期間　平成23年６月24日まで
2　一般調査期日　平成23年８月８日午後３時
平成23年５月25日
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９５１７号
大阪府東大阪市新池島町２―18―８、開始決定時の住所大阪府東大阪市横小路町６丁目３番28号
破産者　手操　正恵
1　破産債権の届出期間　平成23年６月27日まで
2　一般調査期日　平成23年８月22日午後４時
平成23年５月25日
大阪地方裁判所第６民事部